別表（第３条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象農地区分 | 補助対象事業区分 | | 補助対象経費 | 補助対象  事業費  上限額 | 補助率 | 交付対象者 |
| 緑区分 | 再生事業 | 障害物除去、施設撤去に伴う整地等 | 老朽化した施設撤去事業に要した費用（工事に係る委託料、機械・器具リース料及び燃料代、廃棄物処理費、その他施設撤去に必要と認められる費用） | 再生事業と補完事業を合わせて10a当たり2,000千円 | １/２以内  （認定新規就農者は３/４以内） | 当該耕作放棄地に新規に５年以上の使用貸借権を受けることが確実であると見込まれ、又は売買等により当該耕作放棄地を取得することが確実であると見込まれる農業者等（ただし、３親等内の親族間においての使用貸借権の設定又は権利移転の場合、並びに申請者及び申請者と同一世帯の者が市税等の滞納者である場合は、交付象者としない。） |
| 補完事業 | 再生事業と同時に実施する、廃棄物処理等 |
| 黄区分 | 再生事業 | 障害物除去、深耕、整地等 | 再生利用事業に要した費用（工事に係る委託料、機械・器具リース料及び燃料代、客土費、廃棄物処理費、施設修繕資材費、その他必要と認められる費用） |
| 補完事業 | 再生事業と同時に実施する客土、施設修繕、廃棄物処理等 |